

役員報酬規定

(目的)

第1条 本規程は社会福祉法人 有為会（以下、「法人」という。）の役員及び評議員の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が定例理事会及び定例評議員会に出席した時、評議員が定例評議員会に出席した時は、以下の報酬及び交通費を支給する。ただし、法人の職員として雇用されている者には報酬を支給しない。なお臨時の理事会、評議員会は報酬を支給しない。

1. 報酬 1回につき5,000円
2. 交通費 支給しない

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 役員が理事会以外の日、評議員が評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、以下の報酬及び交通費を支給する。ただし、法人の職員として雇用されている者には報酬を支給しない。

1. 報酬 半日5,000円 1日10,000円
2. 交通費 支給しない

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、以下の報酬及び交通費を支給する。

1. 報酬 半日5,000円 1日10,000円
2. 交通費 支給しない

(役員の仕事証跡)

第6条 法人の職員として雇用されていない役員及び評議員は、職務証跡資料として、職務証跡届の作成に協力するものとする。

付 則

本規程は、平成27年10月1日より実施する。